

世界遺産 情報誌 No.2



紀伊山地の霊場と 参詣道

三重県 奈良県 和歌山県
Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range



せかいいさん ユネスコの「世界遺産」とは？



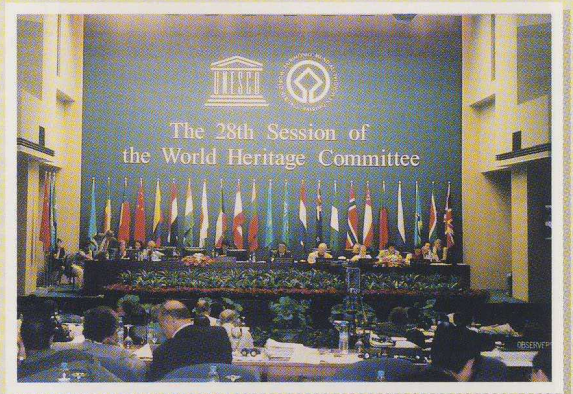
「世界遺産」(World Heritage) とは、その価値を平和で幸せな世界の構築に役立てるため、世界各国が力を合わせて保護していくことを決めた「文化遺産」(Cultural Heritage) や「自然遺産」(Natural Heritage)、「複合遺産」(Cultural and Natural Heritage あるいは Mixed Properties) のことです。

世界遺産に登録されるには、1972年にユネスコ*総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage、略して「世界遺産条約」The World Heritage Convention)にもとづき、毎年1回世界のどこかで開催される「世界遺産委員会」(The World Heritage Committee) の厳しい審査に合格しなければなりません。その際、それぞれの国における評価だけでは不十分で、世界を見渡しての高い価値すなわち「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value) を持つことが必要です。

毎年登録される数はおよそ25件ほどに限られ、2006年7月の時点で世界に830件(文化遺産644件、自然遺産162件、複合遺産24件)、そのうち下の一覧表に示した13件が日本にあります。ユネスコでは国ごとに登録年度と登録基準を記した「世界遺産一覧表」(The World Heritage List)を公開しているので、一度開いてみて下さい。世界には様々な文化や自然があり、その中で私たちの暮らしもあることがわかります。

世界遺産を、災害や開発、観光公害などから守り、かけがえない価値を未来へと確実に引き継ぐため、パリにある「世界遺産センター」(The UNESCO World Heritage Centre)を中心に、各国政府や県、市町村、地域の人々が手をつなぎ、保護のための真摯な努力が続けられています。

※(UNESCO 国際連合教育科学文化機関)



「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録された第28回世界遺産委員会の会場風景(中国：蘇州)

■日本にある世界遺産

No.	名 称	登録年度	所在地	No.	名 称	登録年度	所在地
1	法隆寺地域の仏教建造物群	1993	奈良県	8	広島平和記念碑(原爆ドーム)	1996	広島県
2	姫路城	1993	兵庫県	9	古都奈良の文化財	1998	奈良県
3	屋久島	1993	鹿児島県	10	日光の社寺	1999	栃木県
4	白神山地	1993	青森県・秋田県	11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	2000	沖縄県
5	古都京都の文化財	1994	京都府・滋賀県	12	紀伊山地の霊場と参詣道	2004	和歌山県
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	1995	岐阜県・富山県				奈良県
7	厳島神社	1996	広島県	13	知床	2005	北海道

●文化遺産 ●自然遺産



ユネスコからのメッセージ



ユネスコの世界遺産センターでは、世界遺産を受け継ぐ若い世代の人たちに向けて、世界遺産の保護を訴える次のようなメッセージを発信しています。

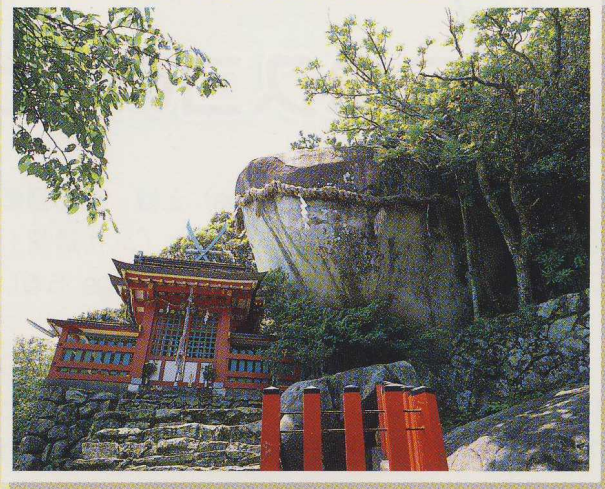
■ どうして世界遺産について知らないといけないのだろう？

遺産は、私たちが祖先から遙かな時間を超えて受け継いできたものです。私たちの代で絶やすことなく次の世代に伝えていくために、きちんと保存していくことが私たちの責任です。過去の歴史と環境を「遺伝子」のように受け継いでいるからこそ、現在の私たちの姿があるのです。

遺産を守ることは、私たちが未来を築いていく上でも大切なことなのです。

しかし現実には、危機に直面している遺産もありますし、既に失われてしまったものも多くあります。無知、汚染、戦争、無計画な都市開発、貧困、不適切な観光事業など、遺産の存在を脅かす要因がたくさんあるからです。

けれども、大規模な国際活動によって、遺産が実際に失われたり修復不可能な損傷を受けることから救われた例も多くあります。遺産についての正しい知識と認識をもって行動すれば、多くの遺産を守ることができるのです。



熊野の神々が降臨した巨岩「ゴトビキ岩」



いしだみ だいもんざか
杉並木と石畳が美しい那智山大門坂

■ どうして世界遺産について調べ、保護していかななくてはならないのだろう？

遺産を守り、受け継いでいくことは、自分自身に誇りを持ち、他の人を敬う気持ちを持つこと、そして多様性を受け入れることにほかなりません。そうすることが、「人の心に平和の砦を築く」(ユネスコ憲章) ことにつながります。

人間や文化が、お互いに理解し合い、友好的に交流することで、平和が作られるのです。

また、世界遺産は地域を発展させる力にもなります。

私たちの世代の欲求だけでなく、将来の世代の欲求も満たすことができるように考えて管理すれば、経済的、科学的、技術的活動にとっても、とても役に立つものになるでしょう。

植物が土に育てられるように、未来は過去に育てられるのです。



■ 共通の責任

世界遺産は人類共通の資産であり、所在する国だけのものではありません。たとえ所在しているのがその国であるとしても、保護する責任は世界全体にあるのです。

遺産がある地域に住んでいる人、そこを訪ねる旅行者、それを研究する研究者、それらを伝えるメディア、それらを管理する国、世界遺産条約に加盟する国々など、私たちみんなに責任があり、みんなを守っていかなければならないのです。

〈参考〉『World Heritage Today and tomorrow with young people』

(UNESCO World Heritage Center and the Section for Youth of the Bureau of Strategic Planning ,2005)

